

個別割当（IQ）方式・譲渡性個別割当（ITQ）方式 について

平成20年9月11日
水産庁

目 次

1 . 我が国の漁業・資源管理制度の仕組み及び基本的考え方	1
2 . 漁獲量管理の手法	2
3 . 個別割当（IQ）方式及び譲渡性個別割当（ITQ）方式のメリット・デメリット	3
【参考1】我が国における個別割当（IQ）方式の導入事例	4
【参考2】ニュージーランドにおける譲渡性個別割当（ITQ）方式の導入事例	5
【参考3】各国における個別割当（IQ）方式・譲渡性個別割当（ITQ）方式導入の状況	6

我が国の漁業・資源管理制度の仕組み及び基本的考え方

我が国においては、極めて多種の魚種を多数の漁船が漁獲する実態にあることから、隻数、トン数等のインプットコントロール、網目規制等のテクニカルコントロールを基本として資源保全を行うこととし、資源の量的管理が可能なものについては漁獲量によるアウトプットコントロールを併用している。

		法制度
インプット コントロール	漁具・漁法	漁業法 〔 漁業許可制度 漁業権制度 漁業調整委員会指示 漁業権行使規則 〕
	隻数、トン数	
テクニカル コントロール	網目規制	
	漁期規制	
	漁場規制	
アウトプット コントロール	個別割当(IQ)方式	海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律 (TAC法)
	漁獲可能量(TAC)	



関係漁業者の合意に基づく取組
資源回復計画 〔 緊急に回復させる必要のある資源を対象に、 減船、休漁等の漁獲努力量削減 種苗放流等による資源の積極的培養 漁場環境の保全等の取組 を総合的に推進 〕

< 導入の条件 >

漁業者数、漁船数が少なく、漁獲対象魚種が限定されている等、個別漁船の漁獲量管理が可能なこと

漁獲量が多く経済的価値が高い魚種等であって漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的データ及び知見が蓄積されていること

漁獲量管理の手法

漁獲量を管理する手法としては、

オリンピック方式

個別割当方式(IQ(Individual Quota))

譲渡性個別割当方式(ITQ(Individual Transferable Quota))

に大別することができる。

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」においては、漁業者や漁船数が諸外国と比べ格段に多い等の我が国漁業の実情に即し、漁獲量のチェック等の管理コストが低く、関係者に理解されやすいという利点を有するオリンピック方式を基本としている。

さらにその管理の枠内においては、漁獲可能量を漁業種別・海域別等に割り当てることによる資源の利用の適正化、漁業法等に基づく規制等による漁獲努力量自体の管理、漁業者による協定制度の創設等により、資源利用がよりスムーズに実施できるよう措置している。

管理手法の比較

手法	概要
オリンピック方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく自由競争の中で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当 (IQ) 方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うもの
譲渡性個別割当 (ITQ) 方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、ある漁業者が自分に割り当てられた割当量の全量を消化する見込みがない場合等には、割当量を他の漁業者に譲渡することができるようにしたもの

個別割当（IQ）方式及び譲渡性個別割当（ITQ）方式のメリット・デメリット

IQ方式・ITQ方式のメリット・デメリット

メリット	<p>個々の漁業者に一定の漁獲量が割り当てられるため、漁獲競争が排除され、過剰投資が抑制される。</p> <p>各漁船が割り当てられた漁獲量をできる限り低コストで高い魚価が得られる時期に計画的に使うことが可能となるなど、操業の効率性の改善が図られる。</p> <p>割当量が利権化し資産価値として認められることにより資金の借入れが容易になる。</p> <p>ITQの場合には、割当量の全量を消化する見込みがない場合には、割当量を他の漁業者に譲渡することにより、無駄のない資源利用が期待できるとともに、割当量の売買等を通じて効率的な漁業者に割当量が集中し、構造転換が促進される。</p>
デメリット	<p>割当量が低価格魚によって満たされてしまうことを避けるため、価値の低い小型魚が洋上で投棄される。</p> <p>割当量を超過して漁獲した場合には、これを隠蔽するために漁獲量の虚偽報告が行われる。</p> <p>行政が個々の漁業者又は漁船に割当てを行い、その漁獲量を直接把握する必要があるとともに、小型魚の洋上投棄や漁獲量の虚偽報告等を防止するための管理取締費用が増加するなど、管理コストが高い。</p> <p>ITQの場合には、譲渡を通じ特定の漁業者に割当量が集中し、それに伴い漁村の崩壊のおそれがある、又は、割当量が市場原理に基づいて取引されることにより、割当量の保有状況とそれに基づく漁獲量の適時適切な管理が困難となる。</p>

【参考1】我が国における個別割当（IQ）方式の導入事例

我が国では、個別割当(IQ)方式に関しては、みなみまぐろ、日本海べにずわいがに、の2魚種について導入されているところであるが、これらを漁獲する漁業については、漁獲量の捕捉が容易、混獲がほとんどない、対象漁船数や水揚港が限られているなど、漁獲量の厳格な管理が可能であるとの特徴がある。

我が国におけるIQ方式の概要

対象魚種	導入時期	漁船数	水揚港	割当ての基準等の考え方	漁獲量の管理等
みなみまぐろ	平成18年4月	134隻 (平成20年8月現在)	静岡県清水港、 焼津港、大井川港 神奈川県川崎港、 横浜港、三崎港、 横須賀港 東京都東京港に 限定	以下の事項を勘案して決定 みなみまぐろの保存のための条約により定められた我が国に対するみなみまぐろの割当量 漁業者及び船舶の操業状況 〔具体的には、漁船ごとの申請漁獲量の総計が我が国の漁獲可能量以下であれば、申請漁獲量どおり割当て〕	・操業位置、漁獲等の報告を義務付け ・タグの使用による魚体ごとの採捕の順序やタグ番号の照合などの管理を実施 ・実際に陸揚げされた数量と届出数量等との照合を実施 ・割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれの併科
日本海べにずわいがに	平成19年9月	12隻 (平成20年8月現在)	鳥取県境港	以下の事項を勘案して決定 日本海の海域におけるべにずわいがにの資源の状況 漁業者及び船舶の操業状況 〔具体的には、各船ごとの実績に応じて設定(各船の18年度漁期の漁獲量の1割削減)〕	・毎日の漁獲量、漁獲位置等の報告を義務付け ・報告数量と水揚伝票(荷受け、加工)との照合を実施 ・割当量を超過して漁獲した場合、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科 〔制度を開始したばかりであり、状況を見つ、適切な管理方策を検討〕

【参考2】ニュージーランドにおける譲渡性個別割当（ITQ）方式の導入事例

ニュージーランドにおいては、92魚種で譲渡性個別割当（ITQ）方式が導入されており、その割合としては、総漁獲量及び総漁獲金額の90%以上を占める。

ニュージーランドにおけるITQ方式の概要

対象魚種	導入時期	漁獲量の管理等	ITQ導入後の状況等
92魚種 (2005年10月現在)	1986年から商業漁業に全面的に導入	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、割当ての所有者による政府への「資源レンタル料(levy)」の支払い ・個人又は連合体が保有できる割当量の総量に制限(魚種別に10%～45%) ・すべての商業漁業者によるライセンスを得た受取人又は加工業者への水揚げ ・割当量を超過漁獲した場合の措置として、割当量の事後確保、罰金の支払い(漁業者が又はを選択可能) ・価値のない魚の海上投棄を行った場合の資産(漁船、漁獲物)没収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITQが導入された1986年から1989年間で上位10企業グループの割当ての保有率(リースを含む)は57%から80%に上昇(ニュージーランドにおいては、実際の漁業生産もわずか8企業により、全体の80%が行われている状況) ・漁業者及び漁業省の職員双方が、混獲魚及び低価格魚の投棄、取締りが問題点として指摘

【参考3】各国における個別割当（IQ）方式・譲渡性個別割当（ITQ）方式導入の状況

各国の漁獲量管理の状況

国名	資源管理の手法					ITQ制度導入国の状況			備考
	インプット コントロール	テクニカル コントロール	アウトプットコントロール			漁船数	ITQ適用漁業	ITQの影響	
			TAC	IQ	ITQ				
日本						約22万隻			・みなみまぐろ、日本海べにずわいがにを対象にIQを導入。
アメリカ						約3万隻	・オヒョウ・ギンダラ漁業、大西洋貝類(パカガイ・ホンピノスガイ)、大西洋クロマグロ、ベーリング海タラバなど6漁業を管理。連邦管理漁業の総漁獲量の約2%、総漁獲金額の約10%に相当。	・漁獲効率の向上、漁期の延長などが見られた反面、漁業集落の崩壊やクォーター取引価格の高騰が問題化。	・ITQ新規導入は2002年までモロトリアム。その後は1漁業にのみ導入。適格性や公平性に関する議論や、地域割当などの補完施策を実施。
オーストラリア						約5千隻	・国管理漁業のうち、ミナミマグロ、南東海域トロールなどの3漁業種、総漁獲量・金額の約4割に相当。		
ニュージーランド						1757隻	・総漁獲量・金額の9割以上を管理。	・効率性向上と同時に、クォーター集中が顕在化	・今後はIQを全てITQに移行する方針。
アイスランド						1570隻	・総漁獲量の98%以上を管理。	・漁船の大型化・効率化。 ・クォーター集中とリースを通じた不労所得が発生、小漁村の崩壊が問題化。	・2004年より小型漁船にもITQを導入。
ノルウェー						8187隻			・船別割当が基本。
デンマーク						3866隻	・2003年から2007年まで北海ニシン漁業(漁船数約100隻)に暫定導入。総漁獲量の11%、金額の7%に相当。		
イギリス						7110隻	・船別割当が2002年からITQ化。		
フランス									
スペイン									
カナダ						22966隻	・2002年よりメカジキ延縄漁業に導入。総漁獲量の0.1%程度。		
ロシア						5000隻			
中国						約55万隻			
韓国						約9万隻			